

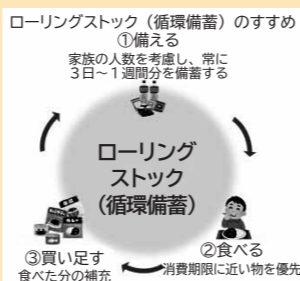
毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～1月11日は「家庭内・企業内の防災会議の日」です～

ご家族や社員の皆さんが一同に会する場も多いこの時期に、非常食や飲料水の備蓄の状況、非常持出品の保管場所などについて確認を行いましょう。

町では、非常食や飲料水などの「3日分の備蓄」を強くお願いしています

町などの公的機関が、町民皆さん全員分の食料（例：1万2千人×3食×3日＝10万8千食。乳幼児向けの対応・アレルギー対策なども必要）や飲料水をあらかじめ保管し、これを迅速かつ確に行き渡らせることには、やはり限界があります。この機会に、3日分としてどういったものをどのくらい備蓄しているかについて確認し、ご家族や社員の皆さんでその情報を共有しましょう。大規模な災害の発生時に限らず、停電などの際にも役立ちます。皆さまのご理解とご協力を強くお願いします。



ご家族や社員の皆さんそれぞれ避難場所・緊急時連絡先なども確認し、情報を共有しましょう。

安全な高台などの避難・集合場所、緊急時の連絡方法・連絡先を確認しましょう

より高い場所・より安全な場所について話し合い、確認しましょう。また、ご家族が仕事に出た後や社員の皆さんが社外に出ている場合に、それぞれが避難を予定する場所などの情報を共有しましょう。こうした取り組みは、大規模な災害の発生時における迅速な安否確認にも役立ちます。

「減災」は、皆さん一人一人、そしてご家庭や企業における取り組みが基本となります。この1年も、「自助」や「共助」としての取り組みについてよろしくをお願いします。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

国民健康保険税の産前産後免除制度が始まります

対象期間 令和5年11月1日以降に出産する国民健康保険被保険者が対象です。
 ※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

届出に必要な書類

- ・ 出産予定日（出産日）と単胎・多胎の別が確認できる書類（母子手帳・医師の証明書など）
- ・ マイナンバーカード
- ・ 国民健康保険被保険者証

その他

- ・ 出産予定月の6カ月前から届け出ることができますが、出産後の届け出も可能です。また、町で出産の事実が確認できた場合は、届け出を免除することがあります。
- ・ 令和6年1月から免除開始となります。
- ・ 保険税が減額された場合、納めすぎとなった保険税は還付されます。

国民健康保険税の免除期間	3カ月前			1カ月後		
	2カ月前	1カ月前	3カ月前	2カ月前	1カ月前	3カ月前
単胎の人		免除	免除	免除	免除	
多胎の人	免除	免除	免除	免除	免除	

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が減額されます。0円になるとは限りません。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373



すべてのきれいをお手伝いします

事業所・事務所・工場・住宅等の清掃。南三陸町で営業させて頂いております。
 介護用品レンタル・販売。住宅改修。

(株)清建 南三陸営業所
 TEL46-1027 FAX46-2122
(有)リースキン宮城南三陸営業所
 TEL25-9210 FAX46-2122
 南三陸町入谷字大船沢31番地

令和6・7年度競争入札参加資格審査申請の受け付けについて

令和6・7年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタントなど、および物品・役務などに係る競争入札の参加資格の登録を希望する事業者を受け付けます。

受付期間 2月1日(木)～21日(水)を予定しています。

受付要項および様式 町ホームページに掲載しています。

受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。書類での提出は不要です。申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。
 ※町外からの申請に当たっては、システム利用料が必要となります。町内事業者（本社または委任先が南三陸町内にある事業者）は、システム利用料は必要ありません。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

☎ 総務課 財政係 ☎46-1370

固定資産評価審査委員会委員の異動について

委員に異動がありましたので、お知らせします（敬称略）。
 【任期：令和5年11月18日～令和8年11月17日】

委員長	阿部和夫（歌津字峰畑）
委員長職務代理者	佐藤幹彦（志津川字廻館）
委員	白石陽一（志津川字廻館）

※委員長および委員長職務代理者の任期は1年間となります。

☎ 総務課 財政係 ☎46-1370

町の事務事業に関する「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業に関する「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、全ての人が対象となります。

相談できる内容

町の事務事業に関する、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電話	46-1381（直通）	郵送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 行政管理課 行政管理係 宛
電子メール	gyoukan@town.mina misanriku.miyagi.jp	面談	事前に希望する日時などをお伝えください。
FAX	46-5348	ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

相談を行ったことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取り扱いをされることはありません。なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承願います。